

株 主 各 位

東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1  
**株 式 会 社 新 川**  
代表取締役社長執行役員 長 野 高 志

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時25分までに到着するようご送付下さいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1<br>株式会社 新川 本社会議室（第8号棟6階）                               |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第57期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役2名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査役3名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申しあげます。
  2. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承下さいませようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さい。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinkawa.com>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の住宅、労働市場の改善、ECBによる量的金融緩和政策を背景としたユーロ安などを受け、先進国全体としては緩やかな回復基調を維持しました。一方、資源価格下落による新興国経済の減速、中国の不動産市場の低迷が鮮明になるなど懸念材料も根強く残存しました。

半導体業界においては、スマートフォンメーカー各社が新製品を投入したことなどにより、引き続き好調なモバイル関連が市場を牽引し、韓国や中国では活発な設備投資が見られました。また、通信インフラ、サーバー向けにTSVによるメモリ積層品が量産を迎え、主要メモリメーカーによる設備投資が増加するなど、市場の拡大傾向が続きました。それに伴い、後工程装置市場についても、受注は例年より好調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、前連結会計年度に市場投入した製品の市場浸透や主要OSATへの拡販に注力するとともに、ネットワークを利用した生産サポートシステムを導入し、顧客生産の完全自動化を目指した技術開発を推進しました。また、同年度に再構築した営業・技術・生産体制による事業効率の改善にも努めました。

これらの結果、モバイル機器関連やサーバー向けメモリメーカーからの受注の増加を受け、ワイヤボンダUTC-5000シリーズの販売が順調に推移し、為替が円安基調を維持したこともあり売上高は増加しました。しかし、利益面では、収益構造改革の諸施策が途上であることから、依然として厳しい状況が続きました。

当連結会計年度の業績は、売上高11,352百万円（前期比51.7%増）、営業損失2,669百万円（前期は営業損失4,113百万円）、経常損失1,784百万円（前期は経常損失3,909百万円）、当期純損失1,894百万円（前期は当期純損失4,312百万円）となりました。

配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の再建への取り組みを総合的に勘案し、誠に遺憾ながら、無配とすることといたしました。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期の復配

を目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな資金調達は行っていません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 平成24年 3月期	第55期 平成25年 3月期	第56期 平成26年 3月期	第57期 (当期) 平成27年 3月期
受 注 高 (百万円)	12,059	10,139	8,728	13,112
売 上 高 (百万円)	13,396	11,350	7,481	11,352
当期純損失(△) (百万円)	△ 4,647	△2,120	△4,312	△1,894
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△255.67	△116.65	△237.27	△104.19
純 資 産 (百万円)	30,366	28,967	24,402	23,336
総 資 産 (百万円)	32,664	31,004	26,059	26,500

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社新川テクノロジーズ	90,000千円	100.0%	半導体及びその他電子部品を応用した精密機器の製造・販売及び保守サービス
新川韓国株式会社	370,000千韓国ウォン	100.0%	半導体製造装置の販売促進及び保守サービス
新川半導体機械股份有限公司	13,800千台湾ドル	100.0%	半導体製造装置の販売促進及び保守サービス
新川（上海）半導体機械有限公司	200千米ドル	100.0%	半導体製造装置の販売促進及び保守サービス
Shinkawa Philippines, Inc.	10,523千フィリピンペソ	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa Vietnam Co., Ltd.	200千米ドル	100.0%	半導体製造装置用ソフトウェアの設計・開発
Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	150千シンガポールドル	100.0%	半導体製造装置の販売及び保守サービス
Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.	500千マレーシアリング	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.	10,000千タイバーツ	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	337,000千タイバーツ	100.0%	半導体製造装置の製造・販売
Shinkawa U. S. A., Inc.	50千米ドル	100.0%	半導体製造装置の販売促進及び市場調査

- (注) 1. Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd. の議決権比率は、当社が60.0%、Shinkawa Singapore Pte. Ltd. が40.0%を保有しており、間接所有も含めています。
2. Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. の議決権比率は、当社が97.3%、Shinkawa Singapore Pte. Ltd. が2.7%を保有しており、間接所有も含めています。
3. Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. は当連結会計年度に3,000千タイバーツの増資を実施しています。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、アジア新興国を中心に拡大を続ける半導体組立市場において、微細化・高精度化・低コスト化が進むパッケージに対応するため、コスト競争力や高付加価値を伴う製品の拡販、市場を牽引する大手OSATなどの新規顧客の開拓、収益構造改革の一環として数年来取り組んでいるタイ工場への生産移管などに注力してきました。これらは着実に進展し、一定の成果が現われつつある一方で、製品の開発および評価期間の長期化とともに、収益構造改革の諸施策は途上にあり、依然として厳しい業績状況が続いています。

こうした状況の中で、当社グループは以下の課題に取り組んでいます。

##### ①事業効率の改善

グローバルな市場ニーズの変化にタイムリーかつスピーディに対応するため、平成25年10月より「企業体質強化」に取り組み、営業・技術・生産体制の再構築を進めています。引き続きこの新体制構築を推進していくとともに、その早期定着を目指します。

営業については、各国販売拠点が主体の各地域に密着した販売活動をすることにより、顧客満足度の向上を図ります。

技術については、生産・品質部門と連携し、開発・設計からのコストダウンを推進し、収益性改善を目指します。

生産については、最適地生産によるコスト低減を実現するため、一部製品の製造業務を外部に委託するとともに、フレキシブルできめ細やかな生産を目指すべく生産機能を子会社へ移管する取り組みを進めています。また、タイ工場・国内工場および外部委託先それぞれが相互補完関係を築き、グループ全体の生産効率向上に努めていきます。

##### ②ビジネスチャンス獲得に向けた技術力・商品力の向上

今後のパッケージ技術トレンドは、フリップチップ、ウェーハ・レベル・パッケージなどのワイヤレスプロセスが大幅に増加していくと予想されており、フリップチップボンダ市場の拡大が期待されています。また、TCB 工法フリップチップデバイスの量産が見込まれており、来たるべき顧客の量産投資に備え、外部パートナーとのアライアンスも推進し、3D パッケージなどの先端技術分野での競争優位性を高めていきます。同時に、多様な工法への対応により競合他社との差別化を図るとともに、コスト競争力の高い次世代プラットフォームの開発に注力していきます。

ワイヤボンダ・ダイボンダでは、既存顧客・新規参入顧客へ信頼性の高い技術提供を継続していきます。また、装置単体のオペレーター・サポート機能を発展させ、装置稼働状況や生産状況の管理も含めたシステム・ソリューション提案を通じて、新興OSAT等への拡販を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社11社により構成されており、半導体メーカー及び電子部品メーカー向け半導体製造装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、さらに、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。

主な製品は、ワイヤボンダ、ダイボンダ及びフリップチップボンダです。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地
本社及び工場	東京都武蔵村山市
九州サービスセンター	福岡県北九州市

② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
株式会社新川テクノロジーズ	東京都武蔵村山市
新川韓国株式会社	韓国 城南
新川半導体機械股份有限公司	台湾 台北
新川（上海）半導体機械有限公司	中国 上海
Shinkawa Philippines, Inc.	フィリピン マニラ
Shinkawa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン
Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア スパンジャヤ
Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.	タイ パトムタニ
Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	タイ パトムタニ
Shinkawa U. S. A., Inc.	米国 アリゾナ州ギルバート

(7) 従業員 の 状 況 (平成27年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
672名	△30名

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員及びパートタイマー (28名) を含めています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	△109名	42.2歳	14.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から子会社への出向者 (15名) を除き、子会社からの当社への出向者 (1名) を含めています。) であり、契約社員及びパートタイマー (17名) を含めています。
2. 従業員数が前事業年度末に比較して減少した主な理由は前事業年度に実施した希望退職者の募集によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,047,500株（自己株式1,873,388株を含む。）
- ③ 株主数 7,921名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	930千株	5.11%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	900	4.95
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	755	4.15
新川取引先持株会	542	2.98
株式会社アイ・アンド・イー	499	2.74
THE BANK OF NEW YORK 133522	486	2.67
とみんリース株式会社	405	2.23
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED DIRECTOR HISAAKI SATOU	400	2.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	347	1.91
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	314	1.73

- (注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（1,873,388株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	長 野 高 志	
取 締 役 会 長 執 行 役 員	西 村 浩	Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. President Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. President
取 締 役 常 務 執 行 役 員	永 田 憲 雅	技 術 本 部 長
取 締 役 執 行 役 員	杉 本 憲 二	生 産 本 部 長 兼 資 材 部 長
取 締 役 執 行 役 員	森 琢 也	経 営 企 画 部 ・ 人 事 総 務 部 ・ 経 理 部 担 当 役 員 兼 経 営 企 画 部 長 兼 経 理 部 長
常 勤 監 査 役	島 森 至	
監 査 役	吉 野 正 己	吉 野 総 合 法 律 事 務 所 代 表 パ ー ト ナ ー
監 査 役	安 生 一 郎	株 式 会 社 実 装 パ ー ト ナ ー ズ 代 表 取 締 役
監 査 役	三 矢 麻 理 子	

- (注) 1. 取締役田辺哲也氏は平成26年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役吉野正己、安生一郎、三矢麻理子の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役吉野正己、三矢麻理子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役三矢麻理子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役吉野正己氏の兼職先である吉野総合法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
6. 監査役安生一郎氏の兼職先である株式会社実装パートナーズと当社との間には、コンサルティング契約による取引関係がありますが、平成26年度の取引額は1百万円と極めて僅少です。

7. 当社は、平成23年6月29日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	高 橋 邦 行	技 術 本 部 副 本 部 長
執 行 役 員	藤 野 昇	技 術 本 部 副 本 部 長
執 行 役 員	田 島 寛 敏	営 業 本 部 長

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		監 査 役 (うち社外監査役)		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
報 酬	6名	58百万円	4名 ( 3名)	28百万円 (15百万円)	10名	86百万円
役員賞与	—	—	—	—	—	—
計		58百万円		28百万円 (15百万円)		86百万円

- (注) 1. 取締役の支給人員には、平成26年6月27日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第54回定時株主総会において一事業年度150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれない。）とご承認いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会において一事業年度45百万円以内とご承認いただいております。
5. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して6百万円支給しております。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、9頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役吉野正己	17回	81%	14回	100%
監査役安生一郎	19回	90%	13回	93%
監査役三矢麻理子	20回	95%	14回	100%

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 監査役吉野正己氏は、弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会の意思決定の適法性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役安生一郎氏は、他社での経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役三矢麻理子氏は、公認会計士としての専門的見識に基づき、経営監督及び内部統制機能を強化するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役会においても、各監査役はそれぞれの立場から積極的に意見を述べ、監査活動の実効性向上に努めております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

- ・ 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・ 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会の構成について、経営に多様な視点を取り入れて企業価値を高めていくという観点では、取締役の中に当社以外で豊富な経験を有する者を複数含めており、取締役会における活発な議論が期待できることから、社外取締役を選任しなくても取締役会として十分に機能を果たし得ると考えてきました。

このような考えから社外取締役を選任しない体制を採用してきましたが、改正会社法を契機に、経営の監督機能の強化および透明性の向上を図り、本定時株主総会において、経営陣から独立した立場にある社外取締役の選任を提案しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 アーク監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

Shinkawa U.S.A., Inc.を除く当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、監査業務を引き続き委嘱することが不適切であると認めたときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するか、または、会社法第344条第2項に基づき、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすることを取締役に対して請求するものといたします。

なお、会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や監査品質について会社法第340条第1項各号記載の事由に類する問題があり、将来も改善が困難と判

断した場合は、会社法第344条第2項に基づき、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすることを取締役に対して請求することができるものといたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

新川グループすべての役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守して職務を遂行するため、新川グループ行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事総務部を中心に社員教育等を行う。社長直轄の監査室は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。法令、定款及び社会規範上疑義のある行為等を抑止するため、内部通報制度を設け、すべての役員及び社員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を社内及び社外に置くとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

これらの体制の確立及び推進により、反社会的勢力及び団体との関係の排除に向けて組織的な対応を図る。反社会的勢力及び団体からの不当要求に対しては、人事総務部を統括部門とし、警察等関連機関とも連携し、関係の遮断、被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の意思決定及び職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、各部門及び新川グループ各社の所管業務に付随するリスクはそれぞれの担当部門にて管理し、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画部が行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
迅速かつ機動的な意思決定の確保及び職務執行責任の明確化を図るべく、執行役員制度を導入する。取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程において各役職者の責任と権限を明確に定め、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。  
また、各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営企画部とし、グループ各社における内部統制の実効性及び職務執行の効率性を高めるため、必要な指導・支援を実施する。  
ロ. コンプライアンス及びリスク管理については、当社担当部門の活動対象をグループ全体とする。  
ハ. 内部通報制度については、グループ各社に適用する。  
ニ. 子会社の業務執行について決裁ルールを整備を行うほか、子会社に業務執行状況及び財務状況を定期的に報告することを求める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、当該社員の取締役からの独立性に関する事項、当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の職務を補助すべき社員が必要な場合には、監査役会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置する。当該社員は監査役の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該社員の人事異動その他の処遇については、あらかじめ監査役会の承諾を得なければならないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制  
新川グループすべての役員及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

また、新川グループは、報告者に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の環境の整備について積極的に支援するとともに、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

また、当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものです。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を四捨五入で表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>16,449</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,816</b>
現金及び預金	7,016	買掛金	1,308
受取手形及び売掛金	4,798	未払法人税等	40
商品及び製品	2,679	製品保証引当金	133
仕掛品	708	その他	335
原材料及び貯蔵品	593	<b>固定負債</b>	<b>1,349</b>
繰延税金資産	28	退職給付に係る負債	795
その他	629	繰延税金負債	538
貸倒引当金	△1	その他	15
<b>固定資産</b>	<b>10,051</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>3,164</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,195</b>	<b>純資産の部</b>	
建物及び構築物	2,138	<b>株主資本</b>	<b>21,450</b>
機械装置及び運搬具	464	資本金	8,360
土地	3,502	資本剰余金	8,907
その他	91	利益剰余金	7,332
<b>無形固定資産</b>	<b>75</b>	自己株式	△3,150
その他	75	その他の包括利益累計額	1,886
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,781</b>	その他有価証券評価差額金	1,454
投資有価証券	3,324	為替換算調整勘定	371
長期貸付金	28	退職給付に係る調整累計額	61
繰延税金資産	37	<b>純資産の部合計</b>	<b>23,336</b>
その他	392	<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>26,500</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>26,500</b>		



## 連結損益計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,352
売 上 原 価		8,515
売 上 総 利 益		2,837
販売費及び一般管理費		5,506
営 業 損 失 (△)		△ 2,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	47	
受 取 賃 貸 料	25	
為 替 差 益	790	
そ の 他	16	890
営 業 外 費 用		
賃 貸 収 入 原 価	5	
そ の 他	1	6
経 常 損 失 (△)		△ 1,784
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
再 就 職 支 援 奨 励 金	13	15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	33	
減 損 損 失	106	140
税金等調整前当期純損失 (△)		△ 1,909
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等還付額	△ 17	
法人税等調整額	△ 28	△ 16
少数株主損益調整前当期純損失 (△)		△ 1,894
当 期 純 損 失 (△)		△ 1,894

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	8,360	8,907	9,287	△ 3,149	23,405
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 61		△ 61
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,360	8,907	9,226	△ 3,149	23,344
当期変動額					
当期純損失(△)			△ 1,894		△ 1,894
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△ 1,894	△ 0	△ 1,894
当期末残高	8,360	8,907	7,332	△ 3,150	21,450

	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	871	127	△ 1	997	24,402
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 61
会計方針の変更を反映 した当期首残高	871	127	△ 1	997	24,340
当期変動額					
当期純損失(△)					△ 1,894
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	583	244	62	889	889
当期変動額合計	583	244	62	889	△ 1,005
当期末残高	1,454	371	61	1,886	23,336

## 連結注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社は、

株式会社新川テクノロジーズ

新川韓国株式会社

新川半導体機械股份有限公司

新川（上海）半導体機械有限公司

Shinkawa Philippines, Inc.

Shinkawa Vietnam Co., Ltd.

Shinkawa Singapore Pte. Ltd.

Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.

Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.

Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.

Shinkawa U.S.A., Inc. の11社であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社のうち、新川（上海）半導体機械有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の財務諸表を利用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 会計処理基準に関する事項

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

#### (2) 棚 卸 資 産

半製品（連結貸借対照表科目は「商品及び製品」）及び原材料は、移動平均法に基づく原価法、製品及び仕掛品は、個別法に基づく原価法（いずれも収益性の低下に基づく簿価切り下げ法）によっております。

#### (3) デリバティブ

時価法

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

国内会社は定率法、海外会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～25年
そ の 他	3年～5年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）による定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額の設定を行っております。

#### (2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社グループ所定の基準により設定を行っております。

### 4. 退職給付に係る会計処理の方法

#### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。

#### (2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

#### 5. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当連結会計年度の平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」の「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

#### 6. 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が61百万円増加し、利益剰余金が61百万円減少しております。また、これによる損益に与える影響は軽微です。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,423百万円
2. 有形固定資産に係る国庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	20,048	-	-	20,048
合計	20,048	-	-	20,048
自己株式				
普通株式	1,873	1	-	1,873
合計	1,873	1	-	1,873

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

当該事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却限度超過額	1,279百万円
土地評価減否認額	1,313
投資有価証券評価損否認額	175
退職給付に係る負債その他引当金否認額	291
長期未払金否認額	5
未払費用否認額	14
連結会社間内部利益消去	11
繰越欠損金	6,222
その他	124
小計	9,434
評価性引当額	△ 9,364
計	71
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	6
その他有価証券評価差額金	538
在外子会社の留保利益	6
その他	0
計	550
繰延税金負債の純額	479

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	28百万円
固定資産－繰延税金資産	37
流動負債－その他	6
固定負債－繰延税金負債	538

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は55百万円減少し、その他有価証券評価差額金が55百万円増加しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲内で外貨建資産を対象とした為替予約取引を利用しており、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	7,016	7,016	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,798	4,798	-
(3) 投資有価証券	3,274	3,274	-
(4) 買掛金	(1,308)	(1,308)	-

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

#### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### （1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### （3）投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

##### （4）買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額50百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。



1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,284円01銭
2. 1株当たり当期純損失	104円19銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たりの純資産額が3.38円減少し、1株当たり当期純損失に与える影響額は軽微であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,566</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,349</b>
現金及び預金	5,060	買掛金	1,877
受取手形	50	未払金	9
売掛金	6,115	未払費用	221
商品及び製品	1,908	未払法人税等	20
仕掛品	416	預り金	12
原材料及び貯蔵品	535	製品保証引当金	133
未収消費税等	400	その他	76
その他	83	<b>固定負債</b>	<b>1,262</b>
貸倒引当金	△ 0	退職給付引当金	709
<b>固定資産</b>	<b>10,510</b>	長期未払金	15
<b>有形固定資産</b>	<b>4,440</b>	繰延税金負債	538
建物	1,055	<b>負債の部合計</b>	<b>3,611</b>
構築物	5	<b>純資産の部</b>	
機械装置及び運搬具	323	<b>株主資本</b>	<b>20,011</b>
工具、器具及び備品	23	資本金	8,360
電子計算機	10	資本剰余金	8,907
土地	3,024	資本準備金	8,907
<b>無形固定資産</b>	<b>43</b>	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	43	<b>利益剰余金</b>	<b>5,893</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,027</b>	利益準備金	2,090
投資有価証券	3,324	その他利益剰余金	3,803
関係会社株式	1,286	固定資産圧縮積立金	11
関係会社長期貸付金	1,850	繰越利益剰余金	3,792
従業員に対する長期貸付金	14	<b>自己株式</b>	<b>△ 3,150</b>
その他	25	評価・換算差額等	1,454
関係会社投資損失引当金	△ 472	その他有価証券評価差額金	1,454
<b>資産の部合計</b>	<b>25,076</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>21,464</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>25,076</b>

# 損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から〕  
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,614
売 上 原 価		8,508
売 上 総 利 益		2,106
販売費及び一般管理費		4,629
営 業 損 失 (△)		△ 2,523
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	47	
受 取 賃 貸 料	56	
為 替 差 益	873	
そ の 他	12	1,020
営 業 外 費 用		
賃 貸 収 入 原 価	14	
そ の 他	1	14
経 常 損 失 (△)		△ 1,517
特 別 利 益		
再 就 職 支 援 奨 励 金	13	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	33	
関係会社投資損失引当金繰入額	472	
減 損 損 失	106	612
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 2,115
法人税、住民税及び事業税		5
当 期 純 損 失 (△)		△ 2,121

# 株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金繰越利益剰余金
当期首残高	8,360	8,907	0	8,907	2,090	19	5,966
会計方針の変更による累積的影響額							△ 61
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,360	8,907	0	8,907	2,090	19	5,904
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 8	8
当期純損失(△)							△ 2,121
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 8	△ 2,112
当期末残高	8,360	8,907	0	8,907	2,090	11	3,792

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,075	△ 3,149	22,193	871	871	23,064
会計方針の変更による累積的影響額	△ 61		△ 61			△ 61
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,014	△ 3,149	22,132	871	871	23,002
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
当期純損失(△)	△ 2,121		△ 2,121			△ 2,121
自己株式の取得		△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				583	583	583
当期変動額合計	△ 2,121	△ 0	△ 2,121	583	583	△ 1,538
当期末残高	5,893	△ 3,150	20,011	1,454	1,454	21,464

## 個別注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### (2) 棚卸資産

半製品（貸借対照表科目は「商品及び製品」）及び原材料は、移動平均法に基づく原価法、製品及び仕掛品は、個別法に基づく原価法（いずれも収益性の低下に基づく簿価切り下げ法）によっております。

##### (3) デリバティブ

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	25年
機械装置及び運搬具	3年～4年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）による定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額の設定を行っております。

##### (2) 関係会社投資損失引当金

関係会社に対する投資より発生する損失に備えるため、当該会社の実質価額の低下の程度及び将来の回復見込等を検討し、所要額を計上しております。

##### (3) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により設定を行っております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が61百万円増加し、繰越利益剰余金が61百万円減少しております。また、これによる損益に与える影響は軽微です。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### 貸借対照表に関する注記

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                               | 13,905百万円 |
| 2. 有形固定資産に係る国庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。 |           |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務                               |           |
| 短期金銭債権  | 2,150百万円  |
| 長期金銭債権  | 1,850百万円  |
| 短期金銭債務  | 987百万円    |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売 上 高	1,826百万円
(2) 仕 入 高	3,895百万円
(3) その他の営業取引高	511百万円
(4) 営業取引以外の取引による取引高	65百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普 通 株 式	1,873	1	-	1,873

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過額	1,278百万円
土地評価減否認額	1,313
退職給付引当金その他引当金否認額	426
長期未払金否認額	5
投資有価証券評価損否認額	175
繰越欠損金	6,009
その他	95

小計 9,301

評価性引当額 △ 9,295

計 6

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 6

その他有価証券評価差額金 538

計 544

繰延税金負債の純額 538

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は55百万円減少し、その他有価証券評価差額金が55百万円増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	150千シンガポールドル	半導体製造装置の販売及び保守サービス	100%	当社製品の販売及び保守サービス	製品の販売(注1)	914	売掛金	508
子会社	Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	タイ	337百万タイバート	半導体製造装置の製造・販売	100%	当社製品の製造・販売	製品の販売(注1)(注2)	1,975	売掛金	1,362
							製品の仕入(注1)	3,534	買掛金	864
							資金の貸付(注3)	-	長期貸付金	1,850
							利息の受取	29	未収利息 前受利息	2 5

### 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引条件を参考しております。

(注2) 取引金額には原材料の有償支給高が1,721百万円含まれております。

(注3) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

### 2. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。



1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,181円05銭
2. 1株当たり当期純損失	116円68銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たりの純資産額が3.38円減少し、1株当たり当期純損失に与える影響額は軽微であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社 新 川  
取締役会 御中

### アーク監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	米 倉 礼 二	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 正 尚	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 島 康 治	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新川の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新川及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社 新 川  
取締役会 御中

### アーク監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	米 倉 礼 二	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 正 尚	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 島 康 治	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新川の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 57 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決裁書類、会計帳簿等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、海外連結子会社の往査を実施し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 13 日

株式会社 新 川 監査役会

常勤監査役 島 森 至 ⑩

監 査 役 吉 野 正 己 ⑩

監 査 役 安 生 一 郎 ⑩

監 査 役 三 矢 麻 理 子 ⑩

(注) 監査役吉野正己、監査役安生一郎及び監査役三矢麻理子は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、公告方法としてインターネットを利用した電子公告制度を採用するとともに、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことから、所要の変更を行うものであります。
- (3) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- (4) その他字句の統一を図るものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売</u>	<u>(1) 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売</u>
<u>2. 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売</u>	<u>(2) 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売</u>
<u>3. 前各号に附帯する一切の業務</u>	<u>(3) 前各号に附帯する一切の業務</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載する方法により行う。	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告</u> に掲載する方法により行う。
<新設>	<u>2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第29条 &lt;省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(社外取締役等との責任限定契約)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第29条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt; &lt;省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt; &lt;省略&gt;</p> <p>3. <u>前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>



## 第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を含む取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	ふじのぼる 藤野 昇 (昭和31年11月25日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 設計第二部長 平成21年8月 Shinkawa Vietnam Co., Ltd. President 平成23年1月 生産技術部長 平成23年4月 品質保証部長 平成23年6月 執行役員 (現在に至る) 平成24年4月 タイ工場準備室長 平成24年12月 Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. President 平成27年2月 技術本部副本部長 (現在に至る)	6,125株
2	あんじょう いちろう 安生 一郎 (昭和27年7月3日生)	昭和53年4月 (株)日立製作所入社 平成16年4月 エルピーダメモリ(株)(現マイクロンメモリジャパン(株))入社 平成17年3月 同社マーケティング&デザイン ニングOffice NPD Gr. エグゼクティブマネージャー 平成20年3月 (株)実装パートナーズ設立 同社代表取締役 (現在に至る) 平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)	1株

- (注)
- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 安生一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者であります。
  - 当社は安生一郎氏と、定款第34条に基づく責任限定契約を締結しております。同氏が取締役就任した場合、当社は同氏との間で、定款第27条に基づく責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
    - 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役4名（全員）は任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	よしの まさき 吉野 正己 (昭和35年4月23日生)	昭和60年4月 外務省入省 平成7年4月 第一東京弁護士会登録 梶谷総合法律事務所入所 平成8年4月 TMI総合法律事務所入所 平成14年1月 ミニニューヨーク州弁護士登録 平成15年1月 TMI総合法律事務所 パートナー 平成16年10月 竹川・岡・吉野法律事務所 入所 同所パートナー 平成19年6月 当社監査役 (現在に至る) 平成26年7月 吉野総合法律事務所設立 代表パートナー (現在に至る)	-株
2	みつや まりこ 三矢 麻理子 (昭和37年3月25日生)	昭和59年4月 朝日会社社（現有限責任あ ずさ監査法人）入所 平成2年3月 公認会計士登録 平成17年10月 ㈱ビジコム入社 平成19年8月 プロミネントコンサルティ ング㈱入社 平成21年11月 同社代表取締役 平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)	-株
3	※ せきぐち こうじ 関 口 晃 嗣 (昭和31年5月2日生)	昭和55年4月 ㈱東京都民銀行入行 平成15年4月 同社市場営業部長 平成20年7月 同社参与御徒町支店長 平成22年6月 同社参与リスク統括部長 平成25年7月 とみん信用保証㈱取締役 平成26年7月 同社常務取締役 (現在に至る)	-株

- (注)
1. ※は新任の監査役候補者であります。
  2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  3. 吉野正己氏、三矢麻理子氏及び関口晃嗣氏は、社外監査役候補者であります。
  4. 吉野正己氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができるからであります。吉野正己氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  5. 三矢麻理子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な実務経験と高度な専門的見識に基づき、当社の経営監督及び内部統制機能の強化に活かしていただくためであります。
  6. 関口晃嗣氏を社外監査役候補者とした理由は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
  7. 吉野正己氏及び三矢麻理子氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年及び4年であります。
  8. 吉野正己氏及び三矢麻理子氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者であります。
  9. 当社は吉野正己氏及び三矢麻理子氏と、定款第34条に基づく責任限定契約を締結しております。また、関口晃嗣氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、定款第34条に基づく責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
    - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願い致したいと存じます。なお、本議案における選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
さ の ま こ と 佐 野 真 (昭和44年4月10日生)	平成7年4月 第二東京弁護士会登録 田邨・大橋・横井法律事務所 入所 (現麴町協和法律事務所) 平成13年6月 (株)アートネイチャー社外監査 役 (現在に至る) 平成23年11月 不二綜合法律事務所入所 同所パートナー 平成27年4月 大井暁法律事務所入所 同所パートナー (現在に至る)	-株

- (注)
- 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 佐野真氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができるからであります。佐野真氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - 佐野真氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、定款第34条に基づく責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
    - 社外監査役が任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, starting from the first line below the header and continuing down the page.

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 第57回定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1  
株式会社 新川 本社会議室（第8号棟6階）

もよりの駅 JR青梅線 昭島駅（北口）より、箱根ヶ崎駅東口行又はIHI（松中団地北経由）行、春名塚行いずれかのバスに乗車、伊奈平南交差点下車、徒歩10分。

西武拝島線 西武立川駅より、西武立川駅入口にて箱根ヶ崎駅東口行又はIHI行、春名塚行いずれかのバスに乗車、伊奈平南交差点下車、徒歩10分。

（会場付近略図）

